

特定保健指導対象者様

成田国際空港健康保険組合
TEL:0476-34-5251

特定保健指導について（ご案内）

日頃より当健康保険組合の運営にはご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、先般、健康保険組合が実施している「特定健康診査※」を受診していただいた結果、健康の保持・増進のための生活改善に努める必要があるとして、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく「特定保健指導」の対象となりました。

つきましては、専門職による保健指導（面談等）を受けていただくこととなります。直接下記窓口へご予約いただき、「特定保健指導利用届出書」に面談日（太枠内）を記載のうえ、健康保険組合にご返送ください。

面談場所は、ご自宅、喫茶店等ご指定いただくことが出来ます。当該保健指導の利用料と面談時の飲食代（上限1,000円）は健康保険組合が負担いたしますので、どうぞご利用ください。

※人間ドックを受診した方は、特定健康診査を受診したこととなります。

■ 予約窓口（※委託先窓口になります）

株式会社保健支援センター：0120-62-3833（平日9:00～17:30）

（キリトリ）

特定保健指導利用届出書

発行年月日及び番号	年 月 日 No. 指 ー
保健指導対象者区分 (該当する □に レ点)	☐ 被保険者：任意継続者（本人） ☐ 被扶養者：（配偶者） ☐ 被扶養者：（配偶者以外のご家族）
保健指導の内容	☐ 動機づけ支援 ☐ 積極的支援
（フリガナ） 保健指導対象者氏名	（ ）
健康保険証記号番号	ー
面談日	年 月 日

（注）太枠は利用者をご記入してください。